

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
天神川 1 - 1	荒牧2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	4
天神川 1 - 2	荒牧2丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		4
天神川 1 - 3	荒牧1丁目他地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 4	荒牧1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 5	荒牧1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 6	荒牧1丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 7	荒牧1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 8	荒牧1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 9	荒牧2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 10	荒牧南1丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	5
天神川 1 - 12	荒牧南2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		10
天神川 1 - 13	荒牧南2丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 15	荒牧南3丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 16	荒牧南3丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	6
天神川 1 - 17	荒牧南3丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 18	荒牧南3丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 21	荒牧南4丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	7
天神川 1 - 23	荒牧南3丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 24	荻野西2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		12
天神川 1 - 25	荒牧3丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		1
天神川 1 - 26	荒牧3丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		1
天神川 1 - 27	荒牧3丁目地内	0	約 300	令和4年10月6日	部分指定	5
天神川 1 - 28	荒牧3丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		1
天神川 1 - 30	荒牧3丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 31	荒牧3丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 32	荒牧3丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		5
天神川 1 - 33	荒牧1丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日	部分指定	5
天神川 1 - 34	荒牧4丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日		1
天神川 1 - 35	荒牧4丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日	部分指定	1
天神川 1 - 37	荒牧4丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		2
天神川 1 - 38	荒牧4丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		2
天神川 1 - 39	荒牧5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		2
天神川 1 - 40	荒牧5丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	2
天神川 1 - 43	荒牧5丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		2
天神川 1 - 44	荒牧5丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	6
天神川 1 - 45	荒牧5丁目地内	0	約 200	令和4年10月6日	部分指定	6
天神川 1 - 47	荒牧7丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	2
天神川 1 - 48	荒牧7丁目地内	0	約 3,100	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 49	荒牧7丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 50	荒牧7丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 51	荒牧7丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 52	荒牧7丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日	部分指定	3
天神川 1 - 53	荒牧6丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 55	荒牧6丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 59	荒牧6丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 61	荒牧6丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		3
天神川 1 - 65	荒牧南2丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日	部分指定	10
天神川 1 - 66	荒牧2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		5

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
天神川 1 - 67	荒牧南2丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 71	荒牧5丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		6
天神川 1 - 72	荒牧南2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	5
荻野 2 - 1	荻野8丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		7
荻野 2 - 3	荻野8丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日	部分指定	7
荻野 2 - 4	荻野6丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 5	荻野6丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 6	荻野7丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 9	荻野7丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日	部分指定	7
荻野 2 - 10	荻野7丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	7
荻野 2 - 11	荻野7丁目地内	0	約 2,500	令和4年10月6日	部分指定	8
荻野 2 - 12	荻野7丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	8
荻野 2 - 13	荻野6丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 14	荻野4丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 15	荻野5丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 17	荻野5丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		8
荻野 2 - 22	荻野2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		12
荻野 2 - 24	大野3丁目地内	0	約 3,300	令和4年10月6日		9
荻野 2 - 25	大野3丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 26	大野3丁目地内	0	約 6,300	令和4年10月6日	部分指定	9
荻野 2 - 27	大野3丁目地内	0	約 2,900	令和4年10月6日	部分指定	9
荻野 2 - 28	大野3丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		9
荻野 2 - 29	大野1丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		9
荻野 2 - 30	大野1丁目地内	0	約 4,100	令和4年10月6日		9
荻野 2 - 31	大野1丁目地内	0	約 4,200	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 32	大野1丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 33	大野2丁目地内	0	約 5,000	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 34	大野2丁目地内	0	約 10,500	令和4年10月6日	部分指定	13
荻野 2 - 35	荻野2丁目他地内	0	約 10,400	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 37	荻野3丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		12
荻野 2 - 39	荻野3丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		12
荻野 2 - 41	荻野1丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日	部分指定	13
荻野 2 - 42	荻野1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	13
荻野 2 - 44	荻野1丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 46	荻野1丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		12
荻野 2 - 47	荻野1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		12
荻野 2 - 50	荻野1丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	19
荻野 2 - 51	荻野1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	19
荻野 2 - 52	荻野1丁目地内	0	約 2,000	令和4年10月6日		19
荻野 2 - 54	荻野1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		20
荻野 2 - 55	荻野1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 56	荻野1丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 57	荻野1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	13
荻野 2 - 58	荻野1丁目地内	0	約 3,600	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 59	荻野1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 60	東野5丁目地内	0	約 4,300	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 61	東野4丁目地内	0	約 10,700	令和4年10月6日		14
荻野 2 - 62	東野4丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		14

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
荻野 2 - 63	東野5丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 64	東野5丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日	部分指定	13
荻野 2 - 65	東野5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 66	瑞原3丁目他地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		20
荻野 2 - 67	東野7丁目他地内	0	約 32,500	令和4年10月6日	部分指定	20
荻野 2 - 68	東野5丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 69	東野7丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		13
荻野 2 - 70	東野3丁目他地内	0	約 12,200	令和4年10月6日	部分指定	21
荻野 2 - 72	東野3丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	14
荻野 2 - 73	東野3丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		14
荻野 2 - 74	東野3丁目地内	0	約 3,700	令和4年10月6日	部分指定	14
荻野 2 - 75	東野3丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		14
荻野 2 - 77	東野2丁目地内	0	約 2,200	令和4年10月6日		21
荻野 2 - 78	東野2丁目地内	0	約 4,200	令和4年10月6日		21
荻野 2 - 79	東野1丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		21
荻野 2 - 80	東野1丁目地内	0	約 8,800	令和4年10月6日		21
鴻池 3 - 1	鴻池6丁目地内	0	約 2,300	令和4年10月6日		11
鴻池 3 - 3	荻野西1丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	12
鴻池 3 - 4	鴻池5丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		12
鴻池 3 - 5	鴻池4丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	19
鴻池 3 - 6	鴻池4丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	19
鴻池 3 - 7	鴻池4丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		19
鴻池 3 - 8	鴻池4丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		19
鴻池 3 - 9	鴻池4丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日	部分指定	18
鴻池 3 - 11	鴻池6丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		17
鴻池 3 - 12	鴻池6丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		17
鴻池 3 - 14	鴻池3丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		18
鴻池 3 - 15	鴻池3丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		30
鴻池 3 - 16	中野北1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	30
鴻池 3 - 18	鴻池3丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		30
鴻池 3 - 20	瑞原2丁目地内	0	約 2,500	令和4年10月6日		20
鴻池 3 - 21	瑞原2丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		32
鴻池 3 - 22	瑞原2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		32
鴻池 3 - 23	瑞原1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		32
鴻池 3 - 25	瑞原2丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日	部分指定	31
鴻池 3 - 26	瑞原1丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		31
鴻池 3 - 27	瑞原1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		31
鴻池 3 - 28	瑞原1丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		31
鴻池 3 - 29	鴻池3丁目他地内	0	約 200	令和4年10月6日	部分指定	18
鴻池 3 - 30	鴻池6丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	17
瑞穂 4 - 1	緑ヶ丘6丁目地内	0	約 3,100	令和4年10月6日	部分指定	22
瑞穂 4 - 3	緑ヶ丘7丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		23
瑞穂 4 - 9	鋳物師1丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		23
瑞穂 4 - 10	鋳物師1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		23
瑞穂 4 - 11	緑ヶ丘1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		34
瑞穂 4 - 12	瑞穂町4丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日	部分指定	34
瑞穂 4 - 13	瑞穂町4丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		34
瑞穂 4 - 14	瑞穂町4丁目地内	0	約 2,400	令和4年10月6日		34

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
瑞穂 4 - 17	瑞ヶ丘1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		33
瑞穂 4 - 18	瑞ヶ丘1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		32
瑞穂 4 - 19	瑞ヶ丘1丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日	部分指定	32
瑞穂 4 - 20	瑞ヶ丘3丁目地内	0	約 3,300	令和4年10月6日	部分指定	32
瑞穂 4 - 21	瑞ヶ丘3丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		32
瑞穂 4 - 22	瑞ヶ丘4丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		32
瑞穂 4 - 24	瑞ヶ丘4丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日	部分指定	32
瑞穂 4 - 25	瑞ヶ丘4丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	32
瑞穂 4 - 26	瑞ヶ丘3丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		32
瑞穂 4 - 29	瑞ヶ丘3丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	32
瑞穂 4 - 30	瑞ヶ丘4丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		32
瑞穂 4 - 32	瑞ヶ丘4丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		32
瑞穂 4 - 33	瑞ヶ丘4丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		31
瑞穂 4 - 37	瑞ヶ丘3丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	32
瑞穂 4 - 38	瑞穂町6丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		33
瑞穂 4 - 39	瑞穂町6丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		33
瑞穂 4 - 40	瑞穂町6丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		33
瑞穂 4 - 45	鋳物師5丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		23
緑丘 5 - 2	下河原1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		16
緑丘 5 - 5	下河原2丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		26
緑丘 5 - 6	北伊丹4丁目地内	0	約 3,200	令和4年10月6日	部分指定	25
緑丘 5 - 8	北伊丹7丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		24
緑丘 5 - 9	北伊丹7丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		24
緑丘 5 - 11	北園3丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		23
緑丘 5 - 14	北伊丹3丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		24
緑丘 5 - 17	北伊丹4丁目地内	0	約 4,600	令和4年10月6日		37
緑丘 5 - 18	北伊丹4丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		25
緑丘 5 - 20	北園2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		36
緑丘 5 - 21	北園2丁目地内	0	約 4,500	令和4年10月6日		36
緑丘 5 - 22	北園2丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日	部分指定	35
緑丘 5 - 23	北園2丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		23
緑丘 5 - 24	高台5丁目地内	0	約 2,000	令和4年10月6日	部分指定	35
緑丘 5 - 25	北伊丹1丁目地内	0	約 2,200	令和4年10月6日	部分指定	36
緑丘 5 - 26	北伊丹1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	36
緑丘 5 - 29	北伊丹2丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		37
緑丘 5 - 30	北伊丹2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		37
緑丘 5 - 31	北伊丹2丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		37
緑丘 5 - 32	北本町3丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		36
緑丘 5 - 33	春日丘5丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		36
緑丘 5 - 34	春日丘3丁目地内	0	約 3,300	令和4年10月6日	部分指定	35
緑丘 5 - 35	高台3丁目地内	0	約 3,300	令和4年10月6日		35
緑丘 5 - 38	大鹿7丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日	部分指定	42
神津 6 - 5	森本3丁目地内	0	約 2,600	令和4年10月6日	部分指定	73
神津 6 - 6	森本2丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		73
神津 6 - 7	森本3丁目地内	0	約 2,000	令和4年10月6日	部分指定	73
神津 6 - 8	森本3丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日		73
神津 6 - 9	森本3丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		73
神津 6 - 11	森本7丁目地内	0	約 7,100	令和4年10月6日		74

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
神津 6 - 12	森本8丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		76
神津 6 - 13	森本8丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 14	森本8丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 15	森本5丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 16	森本5丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		75
神津 6 - 17	森本4丁目地内	0	約 2,700	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 19	森本5丁目地内	0	約 2,000	令和4年10月6日		75
神津 6 - 20	森本8丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 21	森本8丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		76
神津 6 - 22	岩屋1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		76
神津 6 - 26	森本5丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日		75
神津 6 - 27	森本5丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		75
神津 6 - 28	森本5丁目地内	0	約 3,200	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 29	森本4丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		75
神津 6 - 30	森本6丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 31	森本6丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 32	森本9丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 34	岩屋1丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		77
神津 6 - 36	口酒井2丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		76
神津 6 - 37	口酒井2丁目地内	0	約 6,100	令和4年10月6日	部分指定	76
神津 6 - 38	口酒井2丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		76
神津 6 - 39	口酒井2丁目地内	0	約 6,900	令和4年10月6日		76
神津 6 - 40	口酒井2丁目地内	0	約 2,200	令和4年10月6日		75
神津 6 - 41	口酒井1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		75
神津 6 - 42	口酒井1丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日	部分指定	75
神津 6 - 43	口酒井1丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		78
神津 6 - 45	口酒井2丁目地内	0	約 2,000	令和4年10月6日		78
神津 6 - 46	口酒井2丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日	部分指定	79
神津 6 - 47	口酒井2丁目地内	0	約 2,600	令和4年10月6日		79
神津 6 - 48	口酒井2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		79
神津 6 - 49	口酒井2丁目地内	0	約 4,300	令和4年10月6日	部分指定	79
神津 6 - 50	口酒井2丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		79
神津 6 - 51	口酒井2丁目地内	0	約 2,300	令和4年10月6日	部分指定	78
神津 6 - 52	口酒井1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		78
神津 6 - 53	口酒井1丁目地内	0	約 4,000	令和4年10月6日		78
神津 6 - 54	口酒井1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		78
神津 6 - 56	口酒井1丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		78
神津 6 - 57	口酒井1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	78
神津 6 - 59	口酒井2丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		78
神津 6 - 60	口酒井2丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	78
神津 6 - 62	岩屋2丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		80
伊丹 7 - 1	北河原5丁目地内	0	約 3,100	令和4年10月6日		37
伊丹 7 - 4	北河原2丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	45
伊丹 7 - 5	北河原2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	45
伊丹 7 - 6	北河原2丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		45
伊丹 7 - 10	桜ヶ丘8丁目地内	0	約 2,300	令和4年10月6日		43
伊丹 7 - 12	西台5丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	58
伊丹 7 - 13	西台4丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		58

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
稲野 8 - 3	昆陽7丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		55
稲野 8 - 5	昆陽6丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		55
稲野 8 - 6	昆陽1丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日	部分指定	50
稲野 8 - 9	千僧2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		50
稲野 8 - 10	千僧2丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		51
稲野 8 - 12	千僧5丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	51
稲野 8 - 13	千僧5丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	51
稲野 8 - 14	昆陽2丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	50
稲野 8 - 16	昆陽東3丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日		57
稲野 8 - 17	昆陽東3丁目地内	0	約 4,500	令和4年10月6日	部分指定	57
稲野 8 - 18	昆陽東1丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		57
稲野 8 - 20	昆陽東2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	57
桜台 9 - 2	中野北1丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	17
桜台 9 - 3	中野北1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	29
桜台 9 - 6	中野北4丁目地内	0	約 5,900	令和4年10月6日	部分指定	28
桜台 9 - 7	中野北4丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		28
桜台 9 - 9	中野北3丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 10	中野北2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日	部分指定	29
桜台 9 - 11	中野北2丁目地内	0	約 2,200	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 12	中野北2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 13	中野北1丁目他地内	0	約 4,600	令和4年10月6日	部分指定	29
桜台 9 - 16	中野北3丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 18	中野北3丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		28
桜台 9 - 20	西野3丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日		27
桜台 9 - 21	西野3丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		38
桜台 9 - 23	西野3丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日		38
桜台 9 - 25	西野2丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		39
桜台 9 - 26	西野2丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日	部分指定	39
桜台 9 - 33	西野1丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日	部分指定	39
桜台 9 - 34	西野1丁目地内	0	約 2,600	令和4年10月6日		39
桜台 9 - 36	中野西4丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日	部分指定	40
桜台 9 - 37	中野西4丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 39	中野西2丁目地内	0	約 4,800	令和4年10月6日		40
桜台 9 - 41	中野西2丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 42	中野西2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		29
桜台 9 - 44	中野東3丁目地内	0	約 2,000	令和4年10月6日	部分指定	30
桜台 9 - 45	中野西2丁目地内	0	約 13,200	令和4年10月6日	部分指定	30
桜台 9 - 46	中野西1丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日	部分指定	41
桜台 9 - 48	中野西3丁目地内	0	約 2,400	令和4年10月6日		40
桜台 9 - 50	中野西1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		41
桜台 9 - 54	中野東2丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		31
桜台 9 - 57	中野東2丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		30
桜台 9 - 58	中野東2丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		30
桜台 9 - 60	中野東2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		30
桜台 9 - 61	中野東2丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		30
桜台 9 - 63	中野東2丁目地内	0	約 2,900	令和4年10月6日	部分指定	30
桜台 9 - 64	中野東2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		30
桜台 9 - 65	中野東2丁目地内	0	約 300	令和4年10月6日	部分指定	30

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
桜台 9 - 66	中野東2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		31
桜台 9 - 67	中野東1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		31
桜台 9 - 68	中野東1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		30
桜台 9 - 70	中野東1丁目地内	0	約 300	令和4年10月6日	部分指定	31
桜台 9 - 71	中野東1丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		31
桜台 9 - 79	中野西2丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		29
池尻 10 - 1	西野3丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		27
池尻 10 - 3	西野6丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		38
池尻 10 - 4	西野5丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日	部分指定	38
池尻 10 - 5	西野5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		38
池尻 10 - 7	池尻7丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日	部分指定	46
池尻 10 - 8	池尻7丁目地内	0	約 2,900	令和4年10月6日		46
池尻 10 - 9	池尻6丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		46
池尻 10 - 11	池尻3丁目地内	0	約 14,300	令和4年10月6日	部分指定	47
池尻 10 - 12	池尻3丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		47
池尻 10 - 13	池尻3丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	47
池尻 10 - 14	池尻3丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		47
池尻 10 - 15	池尻3丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		47
池尻 10 - 16	池尻2丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		47
池尻 10 - 17	池尻6丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		46
池尻 10 - 18	池尻6丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日	部分指定	46
池尻 10 - 20	池尻7丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日		46
池尻 10 - 21	池尻2丁目地内	0	約 11,000	令和4年10月6日	部分指定	47
池尻 10 - 22	池尻2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	47
池尻 10 - 23	池尻2丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	47
池尻 10 - 25	池尻2丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		47
池尻 10 - 26	池尻2丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日	部分指定	47
池尻 10 - 27	池尻2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		52
池尻 10 - 28	池尻2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		47
池尻 10 - 29	池尻5丁目他地内	0	約 6,500	令和4年10月6日	部分指定	52
池尻 10 - 31	池尻5丁目地内	0	約 14,300	令和4年10月6日	部分指定	52
池尻 10 - 32	池尻5丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		52
池尻 10 - 35	池尻6丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日	部分指定	46
池尻 10 - 36	池尻2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		47
花里 11 - 1	寺本6丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		48
花里 11 - 3	寺本6丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日	部分指定	48
花里 11 - 8	寺本5丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日		48
花里 11 - 9	寺本5丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日	部分指定	54
花里 11 - 11	寺本3丁目地内	0	約 2,800	令和4年10月6日	部分指定	53
花里 11 - 12	寺本2丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日		53
花里 11 - 13	池尻1丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		52
花里 11 - 14	池尻1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		52
花里 11 - 16	池尻5丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日		52
昆陽里 12 - 1	山田5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		59
昆陽里 12 - 2	山田6丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		59
昆陽里 12 - 3	山田6丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		53
昆陽里 12 - 4	山田6丁目地内	0	約 2,500	令和4年10月6日		53
昆陽里 12 - 5	山田6丁目地内	0	約 4,200	令和4年10月6日		54

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
昆陽里 12 - 8	寺本東1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日	部分指定	54
昆陽里 12 - 9	寺本東1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		54
昆陽里 12 - 10	寺本東1丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日		54
昆陽里 12 - 11	山田1丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		54
昆陽里 12 - 12	山田2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		61
昆陽里 12 - 16	昆陽南5丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		61
昆陽里 12 - 18	昆陽南5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	61
昆陽里 12 - 19	山田2丁目地内	0	約 2,800	令和4年10月6日		61
昆陽里 12 - 20	野間北6丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		61
昆陽里 12 - 21	野間北6丁目地内	0	約 5,600	令和4年10月6日		61
昆陽里 12 - 22	山田2丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		61
昆陽里 12 - 24	山田3丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		60
昆陽里 12 - 25	山田3丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		60
昆陽里 12 - 26	山田4丁目地内	0	約 3,100	令和4年10月6日		60
昆陽里 12 - 28	山田5丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		59
昆陽里 12 - 31	山田4丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		60
昆陽里 12 - 34	山田3丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		60
昆陽里 12 - 35	野間北5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		60
昆陽里 12 - 36	野間北5丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		66
昆陽里 12 - 37	野間北5丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		66
昆陽里 12 - 38	野間北5丁目地内	0	約 300	令和4年10月6日		66
昆陽里 12 - 39	野間北5丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		66
昆陽里 12 - 40	野間北5丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		66
昆陽里 12 - 41	野間北5丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日	部分指定	66
昆陽里 12 - 42	野間北3丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日	部分指定	67
昆陽里 12 - 43	野間北2丁目地内	0	約 2,400	令和4年10月6日	部分指定	61
昆陽里 12 - 50	寺本東1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		54
昆陽里 12 - 55	寺本東1丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		54
摂陽 13 - 2	昆陽南4丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日		55
摂陽 13 - 3	昆陽南4丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日	部分指定	55
摂陽 13 - 4	昆陽南4丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日	部分指定	55
摂陽 13 - 5	昆陽南1丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		55
摂陽 13 - 6	昆陽南1丁目地内	0	約 1,700	令和4年10月6日		56
摂陽 13 - 7	昆陽南1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		56
摂陽 13 - 12	昆陽東5丁目他地内	0	約 5,900	令和4年10月6日		57
笹原 14 - 1	南野北2丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		62
笹原 14 - 3	南野北1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		62
笹原 14 - 5	南野3丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		69
笹原 14 - 6	南野2丁目地内	0	約 1,800	令和4年10月6日		69
笹原 14 - 8	南野2丁目地内	0	約 2,100	令和4年10月6日		69
笹原 14 - 9	南野4丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		69
笹原 14 - 10	南野4丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日		69
笹原 14 - 11	南野5丁目地内	0	約 2,900	令和4年10月6日		68
笹原 14 - 12	南野4丁目地内	0	約 100	令和4年10月6日	部分指定	69
笹原 14 - 13	南野4丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		68
笹原 14 - 14	南野4丁目地内	0	約 2,500	令和4年10月6日		68
笹原 14 - 15	南野4丁目地内	0	約 2,400	令和4年10月6日		68
笹原 14 - 20	野間1丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日		67

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
笹原 14 - 21	野間2丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		67
笹原 14 - 22	野間2丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		67
笹原 14 - 24	野間2丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		67
笹原 14 - 25	野間3丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 26	野間3丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 27	野間4丁目地内	0	約 1,200	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 28	野間4丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	66
笹原 14 - 29	野間4丁目地内	0	約 1,400	令和4年10月6日	部分指定	66
笹原 14 - 30	野間4丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日	部分指定	66
笹原 14 - 31	野間4丁目他地内	0	約 2,200	令和4年10月6日	部分指定	66
笹原 14 - 32	野間5丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 34	野間4丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 35	野間4丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 36	野間5丁目地内	0	約 400	令和4年10月6日	部分指定	66
笹原 14 - 37	野間5丁目地内	0	約 1,300	令和4年10月6日		66
笹原 14 - 38	野間2丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		67
笹原 14 - 39	野間2丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		67
笹原 14 - 42	野間8丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		71
笹原 14 - 43	野間8丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		71
笹原 14 - 44	野間6丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		71
笹原 14 - 45	野間7丁目地内	0	約 1,100	令和4年10月6日		71
笹原 14 - 46	野間7丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日	部分指定	71
笹原 14 - 47	野間7丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		71
笹原 14 - 50	安堂寺町6丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		72
笹原 14 - 52	安堂寺町4丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日		72
鈴原 15 - 5	鈴原町2丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 6	鈴原町1丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 7	御願塚6丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 8	御願塚6丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 9	南鈴原1丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 10	南鈴原1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 11	御願塚6丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 12	御願塚7丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 13	御願塚7丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 14	南鈴原1丁目地内	0	約 1,500	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 15	南鈴原1丁目他地内	0	約 600	令和4年10月6日		63
鈴原 15 - 16	南鈴原4丁目地内	0	約 600	令和4年10月6日		70
鈴原 15 - 18	南鈴原4丁目地内	0	約 2,300	令和4年10月6日	部分指定	70
鈴原 15 - 19	御願塚7丁目地内	0	約 3,500	令和4年10月6日		70
南 16 - 1	梅ノ木5丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		58
南 16 - 5	平松6丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		64
南 16 - 6	御願塚2丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		64
南 16 - 7	御願塚1丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日		64
南 16 - 8	御願塚1丁目地内	0	約 700	令和4年10月6日	部分指定	63
南 16 - 11	御願塚8丁目地内	0	約 800	令和4年10月6日	部分指定	70
南 16 - 12	御願塚8丁目地内	0	約 2,500	令和4年10月6日		70
南 16 - 13	南野1丁目地内	0	約 1,000	令和4年10月6日		70
南 16 - 14	南野1丁目地内	0	約 3,200	令和4年10月6日	部分指定	70

## 特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面番号
		特定生産緑地				
		既に指定されている区域	新たに指定する区域			
南 16 - 15	南野1丁目地内	0	約 500	令和4年10月6日		69
南 16 - 16	南野1丁目地内	0	約 300	令和4年10月6日		70
南 16 - 18	御願塚8丁目地内	0	約 900	令和4年10月6日		70
南 16 - 19	御願塚8丁目地内	0	約 1,900	令和4年10月6日	部分指定	70
南 16 - 20	御願塚8丁目地内	0	約 100	令和4年10月6日	部分指定	70
南 16 - 21	御願塚5丁目地内	0	約 2,800	令和4年10月6日		70
有岡 17 - 2	南本町7丁目地内	0	約 1,600	令和4年10月6日	部分指定	65

「区域は指定図表示のとおり」